東海市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

東海市長　花　田　勝　重

東海市規則第１６号

東海市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東海市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則（平成２１年東海市規則第１１号）の一部を次のように改正する。

第４条を削り、第５条を第４条とし、第６条を第５条とし、同条の次に次の１条を加える。

（勤勉手当に係る期末手当に関する規定の準用）

第６条　前条の規定は、特定任期付職員に係る給与条例第２１条第４項において読み替えて準用する給与条例第２０条第５項において、市長が規則で定めることとされている事項について準用する。この場合において、前条第１項中「給与条例第２０条第５項」とあるのは「給与条例第２１条第４項において読み替えて準用する給与条例第２０条第５項」と、「給与支給規則第２２条第５項」とあるのは「給与支給規則第２５条第４項において読み替えて準用する給与支給規則第２２条第５項」と、同条第２項中「給与条例第２０条第５項」とあるのは「給与条例第２１条第４項において読み替えて準用する給与条例第２０条第５項」と、「給与支給規則第２２条第６項」とあるのは「給与支給規則第２５条第４項において読み替えて準用する給与支給規則第２２条第６項」と読み替えるものとする。

別表中「第６条」を「第５条」に改める。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。